

地理的表示保護制度の運用見直しに関する説明会＜申請者・自治体等支援者向け＞Q&A

2022年12月16日（金）14：00-16：00 Zoom ウェビナーにて開催

質問分類	参加者からの質問	知的財産課からの回答
<p>運用見直し資料への質問</p> <p>①特性の評価</p> <p>②知名度の判断</p>	<p>知的財産課より運用見直しとして2022/11/1付けの資料が農水省のHPに掲載されておりますが、そのP6の記載で2点ご質問させていただきます。</p> <p>①差別化された品質がなくとも・・・ものがたり等のその産品独自の多彩な特性を評価する審査を推進とあります。例えば「ものがたり性」がある産品の中には絶滅危惧種的な産品もあり、生産農家が少数で出荷量も小ロットであるため、個々に直売所などに出荷している産品などもあります。こういった産品についても申請はできるのでしょうか。</p> <p>②知名度なども考慮し、生産実績が25年に満たなくとも、登録の可否を弾力的に判断とありますが、知名度があるというのは、例えば「地域団体商標」などは周知性がなければ登録されませんが、地団に登録されている産品であれば、知名度があると判断してもよいのでしょうか。</p>	<p>【①について】生産地ならではの自然や歴史、文化、風習などの中で育まれてきた結果として具現化している品質、伝統、評判などの特性があること等の登録要件を満たしていれば、小ロットであること等は、問題ではありません。</p> <p>【②について】申請産品の特性が確立したものであるかどうかについては、産品の状況を総合的に勘案して判断するので、一概にはいえませんが、地域団体商標に登録されていることは周知性を裏付ける要因として重要と考えています。ただし、GI登録に当たっては、生産地ならではの自然や歴史、文化、風習などの中で育まれてきた結果として具現化している品質、伝統、評判などの特性があること等の他の登録要件を満たす必要がありますので、地域団体商標に登録されていることをもって、GI登録がされるものではありません。</p>

質問分類	参加者からの質問	知的財産課からの回答
知名度	<p>■審査基準について</p> <p>生産実績が25年に満たない場合でも弾力的には、おおよそ何年程度の実績とどの程度の知名度が必要なのか。</p> <p>生産体制の規模やモノによっては一部業界や地域でのみ知名度があるケースも想定されるが、その場合の知名度は何をもって計るのか。</p>	<p>今般、製品の知名度等を勘案し、25年の生産実績を短縮できることとしましたが、その製品の状況(模倣品の発生状況や製品に関する需要者の認識、製品と地域の祭事や郷土料理等との繋がり等)に応じて、特性が確立しているかどうかを総合的に判断することとしており、具体的に何年程度短縮できるかについては、お示しすることができません。</p> <p>また、ご指摘のようなケースもあると考えられますので、全国的な知名度があることを必須とはしておりません。その場合には、一部業界での知名度の高さを例えば、業界紙、専門雑誌等での掲載状況、その業界の認識がわかる調査等によりお示しいただく、また、その地域の特産品として定着していることについて、その地域の郷土料理とお繋がりのご説明や地域の方の認識がわかる調査等によりお示しいただくことがあろうかと考えております。</p> <p>なお、生産地特有の要因と結びついた特性を有した状態で概ね25年の生産実績がある製品については、知名度や地域への定着性を説明いただかなくとも、特性が確立していると判断いたします。</p>
社会的評価	<p>製品の特性の一つである社会的評価について、具体的にどのようなものですか？</p>	<p>社会的評価とは、その地域ならではの要因が与えてきた影響の結果として具現化した、消費者や市場関係者等の需要者の認識や市場での取引価格などの評判が挙げられます。他にも、その地域において育まれてきた結果、その地域の食事において欠かせないものとなりその地域の食文化の一つになっているようなことも社会的評価になり得ます。また、地域のお祭りとお繋がりによって深く人々に根付いてきたことも社会的評価になり得ます。このように幅広く捉えられるものと考えています。</p>

質問分類	参加者からの質問	知的財産課からの回答
地域との結びつき	今回の改正は、特性や地域との結びつきなど、色々な観点に登録の幅を上げられたものと理解しています。25年以上の生産実績はあるが、地域との結びつきの歴史やものがたりが薄い製品(例えば加工品や養殖など)であっても、品質や社会的評価などの特性がはっきりしているものであれば申請可能と考えてよろしいでしょうか。	地域との結びつきは従来から必要ですが、必ずしも歴史やものがたりによって結びついている必要性はありません。地域の独特の海流、寒暖差などの自然的要因やその地域こだわりのつくり方などの人的要因など、様々な地域の要因があり、必ずしも古いものでなくても見出せるものと考えています。このように、歴史やものがたりが薄くても、他の部分で地域との結びつきがあれば問題ないと考えます。
地域との結びつき	先ほどの回答の中で、「生産地特有の要因と結びついた特性を有した状態で概ね25年の生産実績がある製品については、知名度や地域への定着性を説明いただくことなく、特性が確立していると判断いたします。」とありましたが、全国的な知名度があるわけではないが、約20年の生産実績がある場合、産地特有の要因と結びついた特性を有していることを証明できれば、「業界紙、専門雑誌等での掲載状況、その業界の認識がわかる調査等により示す、また、その地域の特産品として定着していることについて、その地域の郷土料理との繋がりのご説明や地域の方の認識がわかる調査等により示す」ことをしなくてもよいのでしょうか。	概ね25年の生産実績がない場合について、必ずしも業界紙、専門雑誌等での掲載状況を提出いただく必要はありません。地域に結びついた特性を有しているのであれば、地域に定着している製品であることが分かる資料・情報を示していただければ結構です。差し支えなければ具体的にご相談いただければ幸いです。
地域との結びつき	現在申請検討中で、地域との結びつきや歴史的根拠等の資料が不足していると指摘があります。そのような要件は緩和されているのでしょうか。 (説明会で未回答だった質問)	地域との結びつきや特性の裏付けとなる資料は引き続き重要ですが、結びつきや特性が客観的なものであることを証明できる資料であれば足りる。申請製品の結びつきや特性によって事情は異なりますので、差し支えなければ具体的にご相談いただければ幸いです。

質問分類	参加者からの質問	知的財産課からの回答
生産行程管理業務規程（明細書適合性の確保）	<p>生産の手順・体制のチェックについて、どのような方法でチェックするのか。</p> <p>また既に登録済または申請書を提出済みの場合は登録及び申請内容の変更手続きをどのようにすべきか。</p>	<p>【チェック方法について】 これまで生産者団体には、各生産業者が作成した生産記録等を取りまとめ、明細書の生産の方法の全行程が適切に実施されていることを確認いただくこととしていました。 今後、生産業者には、①明細書の生産地、生産の方法を遵守するために必要な手順（生産行程管理業務規程）を各生産業者に周知いただき、②その手順を遵守した生産がされていることがわかる資料を生産者団体が保存し、又は各生産業者に保存いただき、③その手順が妥当かどうかを定期的に検証いただくこととしました。</p> <p>【変更手続について】 既に登録済の産品については、農林水産省に生産行程管理業務規程の変更の届出が必要な場合があります。詳細については、本日の説明資料3（生産行程管理業務の見直し）の8ページのフローチャートをご参照ください。 既に申請書を提出されている産品については、審査過程において、農林水産省の審査官から新基準への変更についてのご相談をさせていただきます。</p>
生産行程管理業務規程（明細書適合性の確保）	<p>明細書適合性について、大事な工程を実施していることを、いつ、だれがチェックしたか、の書面が残っていればOKということでしょうか。</p>	<p>疑義等発生時にその状況を追えるように、生産の方法どおりに生産したことが事後的に確認できる資料を保存いただく必要があります。 明細書の大事な行程、すなわち、生産の方法どおりに生産していたことが、事後的に確認できる記録・資料を保存いただく必要があります。資料は、栽培日誌のような既存の記録でも良いですし、例えば〇〇という品種を使うことが決まっている場合には、〇〇という品種を購入した際の伝票を保存しておくという方法もあります。牛の団体であれば、例えば、牛の出生地や肥育地を明細書に規定する場合、生産地や肥育地は牛トレーサビリティシステムに登録されることになるので、それをもって保存資料の一部として扱っていただくことができます。</p>

質問分類	参加者からの質問	知的財産課からの回答
生産行程管理業務規程 (明細書適合性の確保)	<p>生産行程管理業務の見直しにより、生産者団体は必要な手順を各生産業者に周知し、定期的にその手順を検証するとありますが、例えば周知の部分は、生産者に対して手順書や出荷規格表を一斉に通知を送付しつつ、HP等に公表することで足りるでしょうか。</p> <p>また、手順の検証の部分については、定期的な出荷物の検査を明細書等を確認しながら行った内容を記録として残しておけば足りるでしょうか。何卒よろしくお願い申し上げます。</p>	<p>手順の周知については、「各生産業者が適切に認識している状態にしてください」ということを意図しています。世の中に広く知らしめていただく必要はなく、ホームページ等で公表していただくことを想定しているものではありません。生産者団体の総会の機会などを使って周知を行っていただければ良いと考えています。</p> <p>手順の検証については、総会の機会を活用し、手順どおりに生産した結果、明細書に適合した製品が生産されていたことを検証いただくなど、生産者団体において、普段行っている取組の中で検証をいただければ十分なものと考えています。</p> <p>また、最終出荷物からサンプルを抽出し、生産の方法どおりに生産されていることを担保することも検証の1つと考えています。</p> <p>明細書に合致しないものが見つかった場合には、この手順では不十分なため手順の改善を考えていただく必要があります。</p>
生産行程管理業務規程 (個販・直売)	<p>GI 製品の生産方法が適切である事が栽培日誌等で確認出来れば、構成員が直接 JA を通さない直売(自宅前やファーマーズマーケット)で GI 製品の名称を使用して販売する事は認められますか。</p>	<p>JA を通さない出荷(直売)であっても、生産の方法のどおりに生産されていれば GI 名称を使用して販売することはできます。ただし、その場合は、個販も含めた生産の方法にさせていただく必要があります。</p>
生産行程管理業務規程 (個販・直売)	<p>生産工程管理業務の見直し概要P1</p> <p>②各生産業者の判断によりGIマークを使用する</p> <p>上記の件で団体で申請していますが、個人販売であっても申請団体のメンバーであれば、GIマークと名称を使用して販売してよろしいという認識でよろしいでしょうか？</p> <p>(説明会で未回答だった質問)</p>	<p>生産者団体のメンバー(構成員たる生産業者)であれば、明細書に記載された生産地、生産の方法を遵守した生産をしていれば、GI 名称、GI マークともに使用可能です。GI マークを使用する場合は、必ず GI 名称を使用させていただく必要があります。</p> <p>なお、明細書の記載を遵守していない産品に GI 名称や GI マークが使用されていたことが判明した場合には、その事実を裏付ける写真等の資料を保存いただくことや、違反した生産業者に警告を発して是正を求めていただく必要があります。</p>

質問分類	参加者からの質問	知的財産課からの回答
生産行程管理業務規程（地理的表示・GI マークの適切な使用）、生産地の範囲	<p>「生産行程管理業務規程の変更のポイント」の資料 P4 について、新業務規程では、(1)明細書の生産地・生産の方法に基づいて生産された〇〇にのみ～が可能であること」と記載がありますが、解釈の仕方を教えてください。</p> <p>例えば「和歌山みかん」として GI 登録した場合、明細書の基準を満たさないみかんについては、「和歌山みかん」や「和歌山のみかん」などの類似名称も使用不可ということでしょうか。</p> <p>また、「明細書の生産地・生産の方法」というのは、どれほど厳密に基準を定めないといけないもののでしょうか。たとえば●●県内、などアバウトなものでも可能なのでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。今回の運用見直しにかかわらず、明細書の基準を満たさない製品には、「和歌山みかん」、「和歌山のみかん」、「和歌山特選みかん」などの表示はいずれも使用できません。</p> <p>生産地については、その産品に特性を付与・保持するための行為(生産)が行われている場所として一定の範囲に画定されればよく、県内の複数の地域で GI 産品が生産されている場合、「●●県内」とすることも可能です。</p> <p>生産の方法については、その産品の特性を付与・保持するために必要な行程が記載されていれば足り、その産品の生産行程を全て記載する必要はありません。</p>
GI 産品の PR・説明、GI マークの負担	<p>当方は製造業ですが基本 BtoB の業務用製品になるので消費者に直接 GI 認証であることを PR する機会は限られます。</p> <p>流通・小売り段階で GI 認証であることを PR してもらうための説明・負担(販促シールや POP 等)は当方が請け負わなければならないものなのでしょうか？GI ブランドの認知率が低い中でこの負担は難度が高く、行政による補助や支援をしていただけると助かります。</p>	<p>個別の団体に対する販促費用等の支援はしておりませんが、本年1月に設立された日本地理的表示協議会において、レストランや百貨店でのフェアの開催、商談イベントへの出店等、産品の販路拡大のための取組を行っていますので、ご活用いただければ幸いです。</p> <p>(ご参考)日本地理的表示協議会 https://www.jgic.jp/</p>

質問分類	参加者からの質問	知的財産課からの回答
GI マークの表示(加工品)	GI マークを加工品に使用する場合、加工品生産業者は申請者の構成員である必要はありますか。	加工品製造業者は、GI 登録製品の真正品を使っている必要はありますが、GI 登録団体の構成員である必要はありません。 (資料 5 の p7 で紹介した)今金町農業協同組合の「今金男しゃく」を使用した湖池屋のポテトチップスについても、GI 名称と GI マークを使用する者は湖池屋になりますが、湖池屋は団体(今金町農業協同組合)の構成員ではありません。
GI マークの表示(飲食店)	GI 製品を使用した飲食店のメニューへ、地理的表示、マークの使用は可能でしょうか？	可能です。ぜひ飲食店への働きかけをしていただけると有難いです。
GI マークの表示(のぼり旗など GI 産品ではないもの)	地理的表示等の適正な使用について生産者団体において、地理的表示とGIマークの両方を産品に表示することとされている場合に、幟(のぼり)については、産品でないため、地理的表示のみの表示であっても問題がないか。	問題ありません。 GI 法上、GI 産品やその産品の包装、容器、広告、価格表、取引書類に地理的表示のみを使用した場合は、法律違反となりません。生産者団体において「地理的表示と GI マークの両方を産品に表示する」といったルールを決められた場合であっても、産品ではない幟に地理的表示のみを使用した場合は GI 法や生産行程管理業務規定に反しないこととなります。
海外での侵害対応	海外で GI 名称が侵害されていた場合は、国の補助メニューを活用して申請団体が対応をとるのでしょうか？	相互保護を行っている EU 及び英国においては、我が国 GI 産品のうち相互保護の保護対象となっているものは、農林水産省又は生産者団体から当該国・地域の政府に対して不正使用の排除を要請することができます。 相互保護を行っていない国においては、生産者団体が当該国において権利を取得し、侵害対応を行っていただく必要があります。海外での GI 申請・登録や GI 名称の不正使用等への対応を支援する補助事業がございますので、ご活用いただければ幸いです。

質問分類	参加者からの質問	知的財産課からの回答
GI 制度	GIの相互保護を行う国は現在EUと英国ですが、その他の国に広がる予定や見込みはありますか？	海外における日本のブランド製品の模倣品等の流通を防ぐため、ベトナム、タイ、中国等との GI の相互保護に向けた取組を進めていきたいと考えております。
GI 制度	品質が要件となる欧州の PDO に相当する制度を導入する予定はありますか。(説明会で未回答だった質問)	欧州の PDO に相当する制度を導入する予定はありません。
申請中の産品	平成30年度に申請しその後校正作業を終え、農水省担当者から校正作業は終わりましたとの回答を受けその後の対応について連絡を待っている状況ですが、その様な申請中の製品の取り扱いについてはどのようになっていますか？	申請中の製品については、各審査官からご連絡させていただいている状況です。もし連絡が漏れていたのだとしたら大変申し訳ございません。担当審査官からご連絡するようにいたします。 申請中の製品は、新しい基準で審査しますので、生産行程管理業務規程についても審査官と話し合っていたいただきながら、簡素化も考えていただければ幸いです。
審査にかかる期間	今回の見直しで、これからの申請は、これまでより審査期間は短期間になるのでしょうか。(説明会で未回答だった質問)	今回の運用見直しに審査期間の短縮は含まれていませんが、担当審査官から適宜ご連絡させていただき、審査が長期間にわたらないよう努めてまいります。

ご不明な点がございましたら、ご相談・ご連絡ください。

<申請支援に関すること>

地理的表示保護制度活用支援 中央窓口（愛称：GI サポートデスク）（食品需給研究センター） <https://fmric.or.jp/gidesk/>
TEL：0120-954-206（通話料無料、受付：月～金 10 時～16 時（12～13 時は除く））

<GI 制度の運用見直し、GI マークの活用に関すること>

農林水産省 輸出・国際局 知的財産課 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/index.html
TEL：03-6744-2062

以上